令和3年 確定申告セミナー

■ 確定申告が必要な人

外国為替証拠金取引ま たは株式取引で年間を 合計して利益があった



他の各種所得の申告が 必要なければ、原則申 告不要



給与所得者である



専業主婦やフリーター の場合、年間所得が38 万以下なら申告不要



給与所得が2千万円 以上ある



各種所得金額の合計額 が20万円を超える方 ★まとめ 人によって、年間の利益が20万円 38万円を超えた場合に申告が必要

■ 確定申告に必要なもの

所得の種類	必要書類
給与所得	源泉徴収票
不動産所得	不動産収支表、経費領収書等
事業所得	支払調書※1 請求書、経費領収書等
雑所得(FX)	年間取引報告書、FX取引に係る経費の領収書等

- ※1 支払調書は必須ではありません。支払い時期に発行されるので、売上 ベースの売上とはイコールになりません。
- ★年末調整されている会社員は源泉徴収票が必要です。

■ 確定申告書A・確定申告書Bとは?

• 確定申告書A

主に会社員(給与所得者)が使用します。用紙は所轄の税務署もしくは国税庁ホームページからダウンロードできます。

• 確定申告書B

収入の種類に関係なく、個人事業主やフリーランスなどの事業主なら誰でも使えるのが確定申告書Bです。 用紙は所轄の税務署もしくは国税庁ホームページからダウンロードできます。

■ 確定申告の流れ

ここでは、確定申告書作成コーナーを利用して書類を作成する方法を紹介します。 確定申告書作成コーナーを利用せず、手書きや会計ソフトを利用して作成することも可能です。

- 確定申告書等作成コーナーとは、国税庁が提供する確定申告書の作成サービスです。
 画面の指示に従って項目を埋めていくだけで、確定申告書などの書類を作成することができます。手書きとは違い、計算も自動で行います。
- ただ、生命保険や住宅ローン、配偶者がいる場合は控除と呼ばれる、税金を安くできる制度がありますので、それらの制度については自分で調べて、書類を見ながら計算して記入していく必要があります。

■ 確定申告の期間・期限は

確定申告の計算期間は1月1日から12月31日までの1年間です。

確定申告書や決算書などの必要書類をそろえ、**2021年(令和3年)2月15日から2021年(令和3年)3月15日までの間に提出・納税**しなければなりません。

※15日が土日祝日の場合は、翌月曜日までとなります。

■ 確定申告の提出方法

- 税務署に郵送する
- 手渡しで直接最寄りの税務署に提出
- e-Taxと呼ばれる電子申告システムを使い、オンライン上で完結させる

■ 個人事業主・フリーランスが確定申告で節税するポイント

個人事業主やフリーランスなど事業所得のある方は、課税対象となる所得金額をできるだけ少なくすることがポイントです。

- 事業に関わりがある**経費は必ず計上**する
- 控除を活用する

総売上高から経費や控除額を差し引くことができるので、課税対象額を減らすことができます。 経費として計上できるかどうかは、「事業との関連性があるかどうか」がポイントになります。 また、家賃や光熱費なども「家計按分」として売上から一部差し引くことができるケースもあります。

■ 家事按分(かじあんぶん)とは

仕事場が自宅の場合(今年はコロナで激増です)、家賃や光熱費を事業で使用する比率分のみ経費として計上することができます。

これを家事按分(かじあんぶん)といいます。家賃や光熱費は金額が大きいため、自宅で仕事をしている場合は必ず経費として計上しましょう。

家事按分計算例(家賃10万円の場合)

業務時間8時間 ÷ 在宅時間18時間 = 44%

10万円×44%=44,000円(事業関連費) < ここを経費として計上することができます 10万円-44,000円=56,000円(生活費)

■ 家事按分(かじあんぶん)の計算例

1. 一日の在宅時間と業務時間との割合算出の例

*家賃は10万円と想定します

業務時間8時間 ÷ 在宅時間18時間 = 44%

10万円×44%=44,000円(事業関連費) < ここを経費として計上することができます 10万円-44,000円=56,000円(生活費)

2. 専用面積の例

仕事場の専有面積10㎡÷賃貸面積50㎡ = 20%

10万円×20%=20,000円(事業関連費) < ここを経費として計上することができます 10万円-20,000円=80,000円(生活費)

様々な算出方法を考え、一番経費計上が大きくなる方法を採用して差し支えありません。

■ 白色申告と青色申告での家事按分の違い

白色申告のケース

白色申告の場合においては、以下の2点を満たさなければ按分が認められません。

- 家事按分の割合が限定的である
- 業務に関連する割合が「50%超」、もしくは「明確に区分できるもの」

例えば、家賃や電気代、通信費など、業務で少し使っているだけでは、経費としては認められません。

家事よりも業務で使っている割合が多い必要がありますので、先ほど<mark>家賃の家事按分の割合で計算した44%、20%では要件を満たさないこと</mark>になります。

■ 青色申告とは

青色申告を選択して確定申告を行なうと、**複式簿記での記帳を義務づけられる**ことになりますが

確定申告の際に**65万円の特別控除(紙で提出の場合は55万円)**が受けられるという税制上の特典を受けることができます。

そして**赤字も3年間繰越し**することができます。

(白色申告も2020年からは基礎控除額が38万円→**48万円**になりました)

青色申告承認申請書は**事業開始日から2ヶ月以内、もしくは1月1日から3月15日まで**に提出する必要があります。 期限を過ぎた場合、青色申告できるのは翌年からになるため注意が必要です。